第　１５　号

熊本県中小企業融資制度の損失補償に係る回収納付金を受け取る権利に関する条例の一部を改正する条例の制定について

熊本県中小企業融資制度の損失補償に係る回収納付金を受け取る権利に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和８年１１月２７日提出

熊本県知事　木　村　敬

熊本県中小企業融資制度の損失補償に係る回収納付金を受け取る権利に関する条例の一部を改正する条例

熊本県中小企業融資制度の損失補償に係る回収納付金を受け取る権利に関する条例（平成２１年熊本県条例第１８号）の一部を次のように改正する。

第３条中「第９号」を「第１０号」に改め、同条第１０号を同条第１１号とし、同条第９号を同条第１０号とし、同条第８号の次に次の１号を加える。

(９)　円滑な事業再生を図るための事業者の金融機関等に対する債務の調整の手続等に関する法律（令和７年法律第６７号）第１４条第１項の規定により作成された早期事業再生計画（保証協会が当該事業再生計画に係る権利変更議案（同法第１１条に規定する権利変更議案をいう。）に対し、同法第２０条第１項に規定する同意を行おうとする場合に限る。）

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

円滑な事業再生を図るための事業者の金融機関等に対する債務の調整の手続等に関する法律（令和７年法律第６７号）の施行を踏まえ、県の中小企業融資制度の損失補償に係る回収納付金を受け取る権利を放棄することができる場合を追加する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。